○農林水産省告示第二千六百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月十九日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　新潟県十日町市字栗ノ木辰甲五七八、辰乙二八六の一、辰乙二八六の四、辰乙二九〇、辰乙二九五、辰乙二九五の子、辰乙二九六から辰乙二九八まで、辰乙二九八の子、辰乙二九九の一、辰乙二九九の三、辰乙三〇〇の一、辰乙三〇〇の四、辰乙三〇〇の五、辰乙三〇一から辰乙三〇六まで、辰乙三〇八、字赤城辰乙二〇三、辰乙二一〇、辰乙二一〇の一、辰乙二一一、辰乙二一三、辰乙二一六、辰乙二一七の一、辰乙二一八の一、辰乙二三二、辰乙二三三の一、辰乙二三四、辰乙二三四の子、辰乙二三五、辰乙二三八、辰乙二四四の一、辰乙二四五、辰乙二四七の一、辰乙二四七の三、辰乙二四八から辰乙二五二まで、辰乙二五三の一、辰乙二五三の三、辰乙二五四、辰乙二五五、辰乙二五六の一、辰乙二五六の三、辰乙二五七の一、辰乙二五七の三、辰乙二五八の一、辰乙二六一、辰乙二六三、辰乙二六四、辰乙二六六の一、辰乙二六六の三、辰乙二六七の一、辰乙二六七の三、辰乙二六八の一、辰乙二六八の三、辰乙二六九

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月十九日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　愛知県北設楽郡設楽町八橋字細畑一の一、一の二、一の四、一の六、一の一三、一の一四、二の一六から一の一九まで、一の二四、一の三七、一の三八、一の五二、一の五三、一の五六、字西知生一〇三の五、一三六、一三七の二、一四〇、一四四、字タキノ入一の六、一の一五から一の一九まで、一の二一、一の二二、一の二四から一の二八まで、一の三四、一の三五、一の三七、一の三八、二の四〇、一の四四、一の四六から一の四九まで、一の六四、一の一四・一の五〇・一の五一・一の六三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字知生一の二から一の四まで、一の三〇、一の三六から一の三八まで、一の四三から一の四八まで、字大畑三一、三二、字崩沢二七の七、二八の一、三〇、字入八の一（次の図に示す部分に限る。）、長江字方野沢一の一、一の一一、一の一五、字大平一の五五、一の五八、二の七九、一の八九、一の九〇、一の九三、一の九四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字タキノ入一の一五・一の二五・一の二六・一の四六・一の四七・一の四九・一の六四・字知生一の三八・一の四三・一の四五・一の四八・字大畑三一（以上十二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び設楽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年十二月十九日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県岩美郡岩美町大字浦富字坂ノ下三〇六〇の一（次の図に示す部分に限る。）、三〇六〇の二、字茶屋ノ木三〇六一・三〇六三の一・三〇六五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県庁及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年十二月十九日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県東伯郡三朝町大字神倉字木長谷六九九（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県庁及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年十二月十九日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　青森県三戸郡新郷村大字西越字温泉沢三五の二・三七の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県庁及び新郷村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年十二月十九日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　新潟県長岡市山古志種苧原字城山二六六の二・六四五の五・六四五の六（次の図に示す部分に限る。）・六四五の七（次の図に示す部分に限る。）・六四五の八・字小畑沢三四二三の四（次の図に示す部分に限る。）・三四二三の五（以上七筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県庁及び長岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年十二月十九日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　新潟県中魚沼郡津南町大字秋成一〇二四一の三（国有林）、一〇二四一の四、一〇二四八の三、一〇二五〇の一八

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千六百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年十二月十九日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県岡崎市樫山町字儀入一の二・字細田一九の一・二〇の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字神馬口三三の一、三七、四〇

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び岡崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）